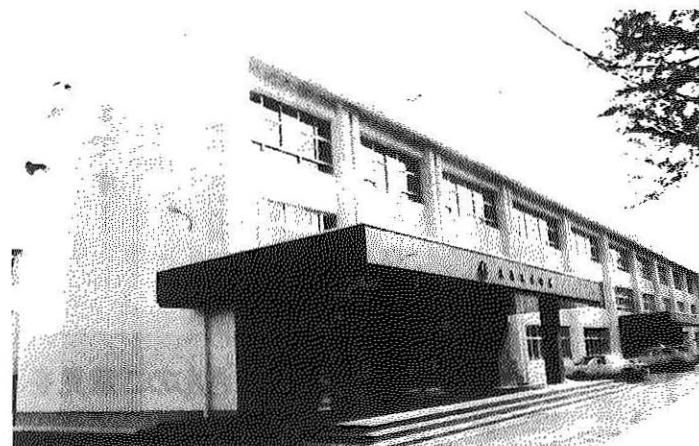




## がくやま

人	口 (55.4.1現在)
男	15,428人
女	16,163人
計	31,591人
世帯数	7,749



▲成器南小学校北館

▲成器南小学校  
給食室内部

◇構造・面積  
鉄筋コンクリート二階建  
建築面積 一一一六・八八面  
延床面積 一八四〇・七一  
一階 校長室、応接室、職員  
室、家庭科室、保健室、兒  
童玄関、職員玄関など。

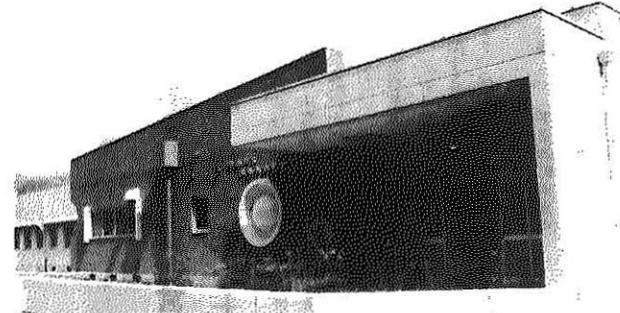
◇工事費  
本体 三億九百五十万円  
附帯 九十万円  
室 (一) 特別活動室など。  
◇工期  
五十四年七月五日 (一)  
五十五年四月三十日 (二)

◇設計者  
株式会社共栄建築設計事務所

◇請負者  
株式会社山本組

市は「健やかな教育文化の振  
興」をスローガンに教育環境条  
件の整備充実に努めています  
五十四年度には、次のような  
教育施設が完成しました  
その概要を紹介します

成器南小学校北館および給食室



▲成器西幼稚園

## 新規なつた教育施設

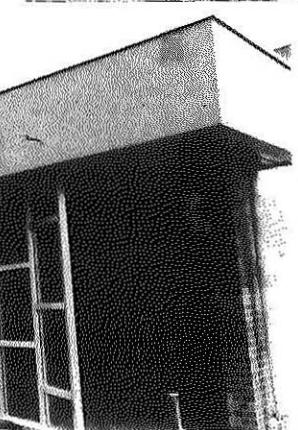
## 成器西幼稚園

◇構造・面積  
鉄筋コンクリート平屋建  
建築面積 五六四・三二面  
延床面積 四八〇・二一  
保育室 (四)、遊戲室、給食  
準備室、職員室など。

◇工事費  
本体 六千六百万円  
附帯 二百二十一万六千円  
工期 五十四年八月九日 (一)  
五十五年三月十日 (二)

◇設計者  
株式会社アルス建築事務所

◇請負者  
大北久保建設株式会社



▲村岡幼稚園

◇構造・面積  
鉄筋コンクリート二階建  
建築面積 一八〇・一八六面  
延床面積 三二二・九八六  
一階 家庭科室、同準備室など。  
二階 工作室、同準備室。

◇工事費  
本体 三千五百八十九万円  
工期 五十四年六月二十六日 (一)  
同年十一月十五日 (二)

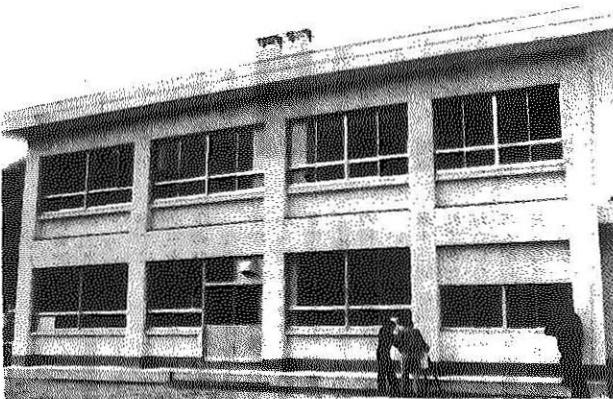
◇設計者  
タクミ建築設計事務所

◇請負者  
柳川工務店



○國民の祝日には国旗を掲げま  
しょう。  
国旗を掲げる運動

## 三室小学校特別教室



▲三室小学校特別教室



子どもの  
水難事故

## 交通事故のほほ一倍

今ごろ～八月……とくにご注意を

毎年、今ごろになると、いた  
ましい子ども（中学生以下）の  
水の事故が目だつてふえます。

当市でも、去る四月二十七日  
に保育園に通つている幼児が、  
旧勝山大用水に転落するとい  
う事故が起きました。幸い、命に  
別条はなかつたのですが、危機  
いっぱいというところでした。

子どもの水の事故は、四季を  
問はず一年中発生していますが、  
とりわけ田舎の始まる今ごろ



から八月の夏場がピークです。  
昨年の例をみると、実に全  
国で五百十人の子どもが算い命  
を落としています。これは、同  
じ時期に交通事故でなくなつた  
子ども二百七十六人に比べると  
ほぼ二倍の犠牲者となります。

昨年の勝山市での水の犠牲者  
は大人一人、中学生一人の計三  
人でした。

子どもたちの水の事故は、ほ  
んのちよつとしたスキに起ります。

例えば、親が立ち話に夢  
中になつてゐる間に、用水路に  
落ちてしまつたというようなケ  
ースもあります。

とくに、幼児の場合は自分で  
「危険」かどうか判断できませ  
んので、保護者は子どもの身に  
落としてしまつたというようなケ  
ースもあります。

市税が改定されています。

個人の市民税については、昭  
和五十四年度において、所要の  
減税を行いました。

しかし、最近における生活水  
準の推移などを勘案しまして、  
とくに、低所得者層の負担の軽  
減をはかる必要から、五十五年  
度においても次のとおり改定し  
ました。

(1) 基礎控除等の引上げ  
個人の市民税については、昭  
和五十四年度において、所要の  
減税を行いました。

しかし、最近における生活水  
準の推移などを勘案しまして、  
とくに、低所得者層の負担の軽  
減をはかる必要から、五十五年  
度においても次のとおり改定し  
ました。

個人の市民税については、昭  
和五十四年度において、所要の  
減税を行いました。

しかし、最近における生活水  
準の推移などを勘案しまして、  
とくに、低所得者層の負担の軽  
減をはかる必要から、五十五年  
度においても次のとおり改定し  
ました。

個人の市民税については、昭  
和五十四年度において、所要の  
減税を行いました。

しかし、最近における生活水  
準の推移などを勘案しまして、  
とくに、低所得者層の負担の軽  
減をはかる必要から、五十五年  
度においても次のとおり改定し  
ました。

個人の市民税については、昭  
和五十四年度において、所要の  
減税を行いました。

しかし、最近における生活水  
準の推移などを勘案しまして、  
とくに、低所得者層の負担の軽  
減をはかる必要から、五十五年  
度においても次のとおり改定し  
ました。

個人の市民税については、昭  
和五十四年度において、所要の  
減税を行いました。

しかし、最近における生活水  
準の推移などを勘案しまして、  
とくに、低所得者層の負担の軽  
減をはかる必要から、五十五年  
度においても次のとおり改定し  
ました。

個人の市民税については、昭  
和五十四年度において、所要の  
減税を行いました。

しかし、最近における生活水  
準の推移などを勘案しまして、  
とくに、低所得者層の負担の軽  
減をはかる必要から、五十五年  
度においても次のとおり改定し  
ました。

基礎控除	22万円（改正前21万円）
配偶者控除	22万円（～21万円）
扶養控除	22万円（～20万円）
（老人扶養控除）	23万円（～21万円）
障害者控除	21万円（～19万円）
（特別障害者控除）	23万円（～21万円）
老年者控除	21万円（～19万円）
寡婦控除	21万円（～19万円）
勤労学生控除	21万円（～19万円）
同居老親等扶養控除	26万円（新しく創設）

	改正後	改正前
○給与収入	2,500,000円	2,500,000円
○給与所得	1,600,000円	1,600,000円
○所得控除額類		
基礎控除	220,000円	210,000円
配偶者控除	220,000円	210,000円
扶養控除	440,000円（2人）	400,000円
社会保険料控除	159,500円	159,500円
生命保険料控除	35,000円	35,000円
○控除額の合計	1,074,500円	1,014,500円
○課税所得額	525,000円（②-④）	585,000円
○税率額		
所得割 市民税	13,500円	15,400円
県民税	10,500円	11,700円
均等割 市民税	1,000円	700円
県民税	500円	300円
合計税額	25,500円	28,100円

今度の改正にともない、市県民税がいくら安くなつたか、設例をあげて説明します。（給与収入一百五十万円の夫婦、子二人の納税者の場合）

電気料金の改定にともない、  
（1）免稅点の引上げ  
（2）電気料金の改定にともない、  
（3）長期譲渡所得の課税の軽減  
（4）長期譲渡所得の課税の軽減

（改正の要旨）  
△譲渡益四千万円から八千万円  
円まで二分の一総合課税  
△譲渡益八千万円（改正前二  
千万円）以上四分の三総合  
課税

以上の市民税の改正で、  
イ課税最低限は夫婦、子二人  
の給与所得者で百五十八万  
円（改正前百四十九万円）  
となります。

（1）免稅点の引上げ  
（2）電気料金の改定にともない、  
（3）長期譲渡所得の課税の軽減  
（4）長期譲渡所得の課税の軽減

（改正前一千四百円）に引き上げました。

電気税の負担の軽減をはかる  
ため、その免稅点を三千六百  
円（改正前一千四百円）に引き上げました。

厚生省では、届書に書かれた  
内容をもとに、人口動態統計を  
作成していますが、昭和五十五  
年度は、職業・産業についても  
統計を作成します。この人口動

統計は、昭和五十五年四月一日から五  
十六年三月三十日までの間に、  
出生・死亡・死産があつて届け  
出られるかたと、この期間に婚  
姻・離婚の届けをされたかたは、  
届書に「職業（死亡については  
産業を含む。）」を記入していた  
だくことになりますので、

届書に職業（死亡については  
産業を含む。）を書くときは、次  
のことにしてください。  
わからぬときは、窓口でお  
たずねください。

昭和五十五年度人口動態職業・産業調査

出生届・死亡届・死産届・婚姻届  
をされるかたにお願い

をされるかたにお願い

家営業（農業や店の仕事など）  
の手伝い、内職、アルバイト  
などをしているかたや、休職  
中のかたも職業のある人とし  
て、その職業を書いてください

い。

●職業のある人は、仕事の種類  
によって書いてください。

●職業のある人は、仕事の種類  
によって書いてください。

●二種類以上の違う仕事をし  
ている人は、主な仕事（仕入、  
販売など）を書いてください。

●二種類以上の違う仕事をし  
ている人は、主な仕事（仕





昭和55年5月15日



**児童手当の現況届を出してください**

児童手当の支給を受けているかたは、毎年一回、六月に「児童手当現況届」を提出していました。

なが、その年の六月以降に受給資格がなくなると思われる場合であっても、手続きをお願いします。

**「ばかり」の検査  
忘れずに受けよう**

取引営業用または証明のため

に使用する計量器については、定期的な検査を実施して、計量

の安全をはからねばなりません。

五十五年度の計量器定期検査

を次のとおり実施しますので、最寄りの検査場所で忘れないで受けください。

検査を受けないで使用すると処罰されることがあります。

○検査対象計量器

(参考)

スバーマー・ケット・鮮魚商、青果物販売業・精肉販売業・農業協同組合・米穀販売業・鶏卵販売業・廢品回収業・食料品販売業・菓子製造販売業・乳業・プロパンガス(LPG)販売業・金物店・病院・薬局・保健所・診療所などで使用されている計量器、体重計および調剤用はかり。小学校・中学校・高校で使用されているはかり。官公署で使用されている納品検收・行政処分に影響を及ぼすばかり。官公署で使用されているはかり。土木建築業で使われているばかり。官公署で自動車車体検査・刑事・裁判所および林業事務所で使用され

ては、六月十六日㈪、直接所在場所で実施します。

○くわしくは

人事院中部事務局

●試験地 北陸は金沢市

●探査定数 全国で六百名

●受験手続き申込用紙は、金沢税務署総務課にあります。

税務署総務課にあります。

（参考）

判上に使用されているばかり。製めん・パン・みそ製造に使用されているばかり。撚糸・織物に使用されているばかり。その他工業で消費者と関係のあるばかり。

○検査日時および検査場所 検査日時と場所は次の表のとおりです。

月 日	曜	検査場所	検査時間
6月11日	水	市民会館前	9:30~15:00
6月12日	木	尊光寺境内	9:30~15:00
6月13日	金	福龍軒(正等寺前通り)	9:30~15:00
6月18日	水	農協村岡支所前	9:30~12:00
6月19日	木	市民会館前	9:30~15:00

**国税専門官募集**

国では、国税専門官を次のとおり募集しています。

●受験資格 昭和二十一年四月二日より昭和二十四年四月一日生まれのかた。

（学歴は問いません）

（年齢は問いません）

（性別は問いません）

**県内配給精米小売価格も値上げ**

二月の消費者米価改定の際に、自主流通米の値上げについては、それとともに、自主流通米を含む県内の配給精米小売価格を見送られましたが、このほど、も五月一日から次のように値上がりしました。

（五月一日から次のように値上がりしました）

**結婚相談**

日時：六月六日午後二時

場所：教育福祉会館相談室

日時：六月六日午後三時

場所：教育福祉会館一階和室

日時：六月六日午後二時

場所：教育福祉会館二階和室

日時：六月六日午後三時

場所：教育福祉会館二階和室

**3か月児童健診**

日時：六月六日午後二時

場所：勝山保健所

日時：六月六日午後三時

場所：勝山保健所

日時：六月六日午後二時

場所：勝山保健所

日時：六月六日午後三時

場所：勝山保健所

日時：六月六日午後二時

場所：勝山保健所

日時：六月六日午後三時